

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
http://www.tottori-rouki.or.jp/

鳥取労働局ホームページ
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17

TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村 澤 幸 二

第36回「ゼロ災55」無災害運動

令和6年11月7日(木)～12月31日(火)

スローガン

正しい手順と確かな作業

基本を守って55ゼロ災

スローガンは、入選された(株)明治製作所 平木浩一 さんの作品です。

「ゼロ災55」無災害運動は、年末までの55日間を運動期間（本年11月7日から12月31日まで）として、当該期間中の鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指す独自の取組です。平成元年から毎年度実施し、本年度で第36回となります。

令和5年度からの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止に関する様々な取組を進めていますが、令和5年の労働災害は新型コロナウイルス感染症を除いたものでは死傷者数、死亡者数とも前年に比べて3人増加しました。

このようなことから「ゼロ災55」無災害運動期間中は、6つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。また、職場におけるリスクアセスメントの実施の促進を図り、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

会員事業場の事業者、労働者の皆様には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

◎「ゼロ災55」6つの柱

- ア 墜落・転落災害防止対策の推進
- イ 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- ウ はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- エ 交通労働災害防止対策の推進
- オ エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- カ 健康確保対策の推進

◎事業場の実施事項

- ア 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- イ 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ウ 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- エ 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚
- オ 「安全『見える化』ととり運動」の取組の実施
- カ 危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- キ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化
- ク 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業におけ

- る作業計画の作成と労働者への周知
- ケ 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- コ 定常・非定常作業における作業手順見直し
- サ 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- シ 高年齢労働者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- ス 効果的な安全衛生教育の実施
- セ 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- ソ 健康診断と事後措置の実施
- タ 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- チ 年末無災害運動推進大会等の実施

令和6年労働災害発生状況(速報) 令和6年9月末現在集計 鳥取労働局

業 種 別	合 計		増減率 (%)	増減率 (%)
	令和6年 死傷者数	令和5年 死傷者数		
全 産 業	(1) 428	(3) 663	-235	-35.4
うち新型コロナウイルスを除く	(1) 320	(2) 382	-62	-16.2
製 造 業	66	(1) 100	-34	-34.0
木材・木製品・家具装飾品製造業	4	8	-4	-50.0
鉄鋼・金属製品製造業	5	5	0	0.0
機械器具製造業	9	34	-25	-73.5
食料品製造業	25	36	-11	-30.6
上記以外の製造業	23	(1) 17	6	35.3
建 設 業	62	65	-3	-4.6
土木工事業	22	20	2	10.0
建築工事業	27	33	-6	-18.2
木造家屋建築工事業	10	15	-5	-33.3
その他の建築工事業	17	18	-1	-5.6
その他の建設業	13	12	1	8.3
運 輸 交 通 業	(1) 33	37	-4	-10.8
道路貨物運送業	(1) 32	32	0	0.0
その他の運輸交通業	1	5	-4	-80.0
林 業	7	7	0	0.0
そ の 他 の 事 業	260	(2) 454	-194	-42.7
卸・小売業	42	43	-1	-2.3
飲食店	10	7	3	42.9
清掃業・ビルメンテナンス業	14	(1) 19	-5	-26.3
旅館・ホテル業	8	17	-9	-52.9
保健衛生業	145	318	-173	-54.4
通信業・金融業等	6	4	2	50.0
上記以外のその他の事業	35	(1) 46	-11	-23.9

()内は死亡者数で内数である。

令和6年度過労死等防止啓発月間における過労死等防止対策推進 シンポジウム及び過重労働解消キャンペーンの実施について

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、その期間中に「過労死等防止対策推進シンポジウム」

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

<鳥取会場>

日 時：令和 6 年 11 月 20 日 (水)

13:30 ~ 15:30 (受付 13:00 ~)

会 場：エキパル倉吉 1 階多目的ホール
(倉吉市上井 195-12 JR 倉吉駅ビル)

プログラム：産業医による長時間労働防止等に関する基調講演、企業の取組事例報告、過労死遺族による体験談発表

ご参加いただける場合は、特設ホームページから事前申し込みをお願いします。

(無料で参加できます)

<特設ホームページ>



<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

や長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等を行います。

そのほか過重労働解消キャンペーン中の取組

<過重労働解消のためのセミナー【委託事業】>

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

※詳細は以下のホームページをご参照ください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



ほかにも過重労働が行われている事業場等への重点監督を実施するなど、過重労働解消に向けた取組を行います。

この機会に過重労働の解消について考え、理解を深めてみませんか。

鳥取県最低賃金が 改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 957円	令和6年10月5日

鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室
(☎ 0 8 5 7 - 2 9 - 1 7 0 5) または各労働基準監督署にお問合せください。

必ずチェック! 最低賃金!

働く人と雇う人のためのルールです!

必ずチェック!
最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

鳥取県 最低賃金

令和6年
10月5日から
時間額

957円

57円UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは鳥取労働局または鳥取市の労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに際しては労働基準法に基づいて実施する必要があります。

中心労務相談員等へ

労働政策研究・研修機構

厚生労働省

さあ取ろう 休みと疲れ ためないで

(令和5年度第1回働き方改革川柳 大賞作品)

～11月は鳥取働き方改革

推進キャンペーン2024月間です～

事業主、働く人、地域の住人の皆様へ

鳥取働き方改革推進会議（鳥取労働局、鳥取県を始め関係行政機関、関係団体等で構成。以下「推進会議」といいます。）では、11月を鳥取働き方改革推進キャンペーン2024月間とし、様々なイベントを実施します。

キャンペーンでは、①働き方改革関連セミナーの実施、②有給休暇取得推奨デー（11/1、11/22）の勧奨、③働き方改革に関する川柳の募集、④鳥取労働局（監督署・ハローワーク）、働き方改革サポートオフィス鳥取、鳥取県中小企業労働相談所みなくろ及び鳥取県よろず支援拠点での特別相談等の実施などを予定しています。

特に、年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、鳥取県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局の専用サイト又は雇用環境・均等室

☎(0857-29-1709) にお問い合わせください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/newpage_01375.html



☆働き方改革に関する川柳を募集！

詳しくはこちらまで→



11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です！

～「ひとりでも働く職場に 労働保険」～

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理運営している保険で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るため啓発活動を実施しています。

加入の手続き及びご相談については、鳥取労働局総務部労働保険徴収室（☎0857-29-1702）又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。



フリーランスの方との取引に関する新しい法律が 11月から施行されます

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われなかった」「一方的に仕事内容を変更された」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、フリーランスの方が安心して働くことのできる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が、今年11月1日から施行されます。

この法律は、以下を図ることを目的としています。

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

内容としては、発注事業者に対し、①の取引の適正化の観点から、書面等による取引条件の明示、発注した物品を受領した日または役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で報酬支払期日を設定し、期日内に支払うことが定められています。

加えて、1か月以上の業務委託の場合、受領拒否や受領後の返品、報酬の減額等の禁止が定められています。

また、②の就業環境の整備の観点から、募集情報の的確表示、ハラスメント対策に関する体制整備が定められています。

加えて、6か月以上の業務委託の場合、育児や介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除・不更新の場合における30日前までの事前予告およびフリーランスから求めがあった場合の理由の開示についても義務として定められています。

詳細は厚生労働省HPからご覧いただけます。



フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！
（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が2024年11月1日に施行されます。

法律の目的
この法律は、フリーランスの方から受託を受ける事業者を支援するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法律の適用対象
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業委託を除く）
フリーランス：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 既にフリーランスで業務委託を受けている事業者（発注事業者）に適用されている。また、発注事業者は、この法律の施行日から起算して6か月以内（フリーランス）に、この法律を遵守する必要がある。

この法律の目的
① 取引の適正化
② 就業環境の整備

内閣官房 公正取引委員会 労働部 厚生労働省

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により

ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定めています。この機会に改めて職場の意識啓発を行いましょう。ハラスメント防止のための情報・資料は下記サイトをご参照ください。

■ハラスメント対策の総合情報サイト
「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

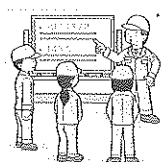


令和6年度 2024年12月1日 ▶ 2025年4月30日

ストップ
STOP
労働災害

安全衛生教育促進運動 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により
雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育
などが義務づけられています



製造業における職場の安全衛生教育が重要視されています。安全衛生教育は、労働者の安全と健康を守るための重要な取り組みです。正しい知識で職場を安全・健康に！

令和6年度 2024年12月1日 ▶ 2025年4月30日
安全衛生教育促進運動
事業主の皆さん！
安全衛生教育促進運動
安全衛生教育促進運動
安全衛生教育促進運動

正しい知識で職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、課長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大事となります。

「新たな生活様式」の下での教育研修の実施、オンライン研修の適切な利用などを通じ、計画的に安全衛生教育を促進・支援することが大切です。※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

『金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習』 の受講について

労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、金属をアーク溶接する作業等において、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれ明らかにした溶接ヒューム等へのばく露を防止する措置の実施が必要となり、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」若しくは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任することが義務付けられています。

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」は、化学物質を扱うことなく、金属アーク溶接等作業のみを行っている事業場の受講者への限定された技能講習で、1日講習となります。

金属をアーク溶接等する作業を行っておられる事業場におかれては、下記のとおり講習を実施しますので、該当ある事業場では受講をお願いします。

■実施日時：令和7年2月4日（火）

午前9時～（受付8時30分より）

■実施場所：倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）

※受講案内等は当協会ホームページにてご確認ください。

「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」のご案内



建設現場においては、いわゆる一人親方等も労働者と同様な作業をしており、労働災害と同様に業務中の災害も多数発生しています。その一因として、一人親方等は安全衛生に関する基本的な知識を十分に身に付ける機会を得られないまま、作業に従事している状況があると考えられます。

このため、当協会が正会員となっている、全国労働基準関係団体連合会（略称「全基連」）では、厚生労働省委託事業として、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する研修会を開催し、建設現場における技術指導の実態を通じて、一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を支援し、安全及び健康確保の推進を図っています。詳しくは、全基連ホームページまたは下記URLをご覧ください。

■一人親方URL

<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/top.html>

今後の技能講習実施予定（令和6年11月～令和7年2月）

※定員になり次第締め切ります。申し込みはお早めをお願いします。

一般社団法人 鳥取県労働基準協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南1-17
Tel 0857-52-7300 Fax 0857-52-7311

講習名	区分	講習日	会 場
小型移動式クレーン 運 転 技 能 講 習	学 科	令和6年11月11日(月) 11月12日(火)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎 2030)
	実 技	11月14日(木)～ 11月27日(水)のうち1日	鳥取西部農協 米子果実選果場 駐車場 (米子市淀江町小波 1788)
フォークリフト 運 転 技 能 講 習	学 科	令和6年12月2日(月)	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎 2030)
	実 技	12月4日(水)～ 12月24日(火)のうち3日間	鳥取西部農協 米子果実選果場 (米子市淀江町小波 1788)
ガ ス 溶 接 技 能 講 習	学 科	令和6年12月10日(火)	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根 529-2)
	実 技	12月12日(木)～ 12月16日(月)のうち1日	県立産業人材育成センター 倉吉校 土木科実習場 (倉吉市福庭町 2-1)
特定化学物質等 作業主任者技能講習	学 科	令和6年12月25日(水) 12月26日(木)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)
有機溶剤作業 主任者技能講習	学 科	令和7年1月7日(火) 1月8日(水)の2日間	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)
石綿作業 主任者技能講習	学 科	令和7年1月14日(火) 1月15日(水)の2日間	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根 529-2)
玉 掛 け 技 能 講 習	学 科	令和7年1月16日(木) 1月17日(金)の2日間	米子食品会館 大ホール (米子市旗ヶ崎 2030)
	実 技	1月20日(月)～ 1月24日(金)のうち1日	ポリテクセンター米子 第8実習場 (米子市古豊千 520)
乾燥設備作業 主任者技能講習	学 科	令和7年1月22日(水) 1月23日(木)の2日間	県立倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根 529-2)
金属アーク溶接等作業 主任者限定技能講習	学 科	令和7年2月4日(火)	県立倉吉体育文化会館 大研修室 (倉吉市山根 529-2)

※各講習の案内及び申込書については、当協会ホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.tottori-rouki.or.jp>)





公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

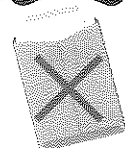
安全衛生免許・資格試験申請システムが
アシストします!



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット①



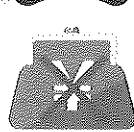
受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード